

茨木市経過観察健康診査実施要綱

茨木市経過観察健康診査実施要綱（平成9年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づく経過観察健康診査について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 経過観察健康診査の対象者は、受診する日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

イ アに掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 次に掲げるいずれかの健康診査の結果、引き続き経過観察が必要と判断された者

(ア) 茨木市4か月児健康診査実施要綱（平成23年9月20日実施）に定める4か月児健康診査

(イ) 茨木市乳児後期健康診査実施要綱（平成19年4月1日実施）に定める乳児後期健康診査

(ウ) 茨木市1歳8か月児健康診査実施要綱（平成23年9月20日実施）に定める1歳8か月児健康診査

(エ) 茨木市3歳6か月児健康診査実施要綱（平成23年9月20日実施）に定める3歳6か月児健康診査

イ 家庭訪問、育児相談等で経過観察が必要な者

（健康診査の内容）

第3 経過観察健康診査の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診

(2) 身体計測

(3) 小児科及び整形外科診察

(4) 発達検査

(5) 発育及び発達に関する相談並びに育児上の相談

（その他）

第4 この要綱に定めるもののほか、経過観察健康診査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。